

第 4 号議案

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市税条例（昭和 30 年亀岡市条例第 39 号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市税条例（昭和 30 年亀岡市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条中「）、第 51 条の 7、第 63 条」の次に「、第 76 条の 6 第 1 項」を加え、「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第 46 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）」を削り、「第 92 条第 1 項」を「第 76 条の 6 第 1 項の申告書、第 92 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 46 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 23 項の申告書を除く。）」を削り、「第 92 条第 1 項」を「第 76 条の 6 第 1 項の申告書、第 92 条第 1 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 第 46 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2

項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

- (6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第33条の2中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第41条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第38条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が

発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第46条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に

基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第48条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
 - (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請

求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第75条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

第75条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第75条の2を削る。

第76条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三

輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第76条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第76条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第76条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第76条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法に

よらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第76条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第76条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第76条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第84条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

| | | |
|----------|----|---------|
| 営業用 | 年額 | 6,900円 |
| 自家用 | 年額 | 10,800円 |
| b 貨物用のもの | | |
| 営業用 | 年額 | 3,800円 |
| 自家用 | 年額 | 5,000円 |

第78条（見出しを含む。）及び第80条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第82条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第84条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「市長において必要と認める者に対して課する軽自動車税はこれ」を「必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税を」を「種別割の」に改める。

第84条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第84条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第85条第2項中「第443条若しくは第75条の2」を「第445条若しくは第76条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 6 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 32 条の 3 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第 10 条の 2 中第 7 項を第 12 項とし、第 6 項を第 11 項とし、第 5 項を第 10 項とし、第 4 項の次に次の 5 項を加える。

5 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

8 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

9 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 15 条に次の 1 項を加える。

6 法附則第 31 条の 4 第 1 項の条例で定める土地は、市の全部の区域内に所在する土地とする。

附則第 15 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第 15 条の 2 の次に次の 4 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第76条の8の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第76条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|-----------|--------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 8,200円 |

| | | |
|-----------|---------|---------|
| | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車」が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第77条及び新条例」を「亀岡市税条例第77条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

| | | |
|---------------|---------|---|
| 第77条第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第77条第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| 第77条第2号ア(イ) b | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |
| 附則第16条第1項 | 第77条 | 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条 |

| | | |
|------------------------|-----------|---|
| 附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項 | 第2号ア(イ) | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(イ) |
| | 3,900円 | 3,100円 |
| 附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項 | 第2号ア(ウ) a | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ) a |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| 附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項 | 第2号ア(ウ) b | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ) b |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、亀岡市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中亀岡市税条例第19条の改正規定(次号に掲げる部

分を除く。)並びに同条例第41条、第46条及び第48条の改正規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、亀岡市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

- (2) 第1条中亀岡市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「)、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第33条の2及び第75条の改正規定、同条例第75条の2を削る改正規定、同条例第76条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える改正規定、同条例第77条、第78条及び第80条から第85条までの改正規定並びに同条例附則第15条及び第15条の2の改正規定、第15条の2の次に4条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成 29年4月1日

- (3) 第1条中亀岡市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の亀岡市税条例(以下「新条例」という。)第41条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第41条第2項に規定する納期限が到来す

る個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第33条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第46条第5項及び第48条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第46条第3項又は第48条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産

税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正すること。

- (1) 法人市民税の法人税割の税率を100分の8.4（現行：100分の12.1）に改めること。
- (2) 固定資産税の償却資産の再生可能エネルギー発電設備に係る地域決定型地方税制措置を次表のとおり設けること。

| 対象資産 | 対象取得年度 | 参酌特例率 (導入幅) | 市導入特例率 |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------------|--------|
| 太陽光発電設備 (固定価格買取制度 の対象は除外) | 平成28年度 ～平成29年度 | 3分の2 (2分の1 ～6分の5) | 3分の2 |
| 風力発電設備 (固定価格買取制度 の設備認定が必要) | 平成28年度 ～平成29年度 | 3分の2 (2分の1 ～6分の5) | 3分の2 |
| 水力発電設備 (固定価格買取制度 の設備認定が必要) | 平成28年度 ～平成29年度 | 2分の1 (3分の1 ～3分の2) | 2分の1 |
| 地熱発電設備 (固定価格買取制度 の設備認定が必要) | 平成28年度 ～平成29年度 | 2分の1 (3分の1 ～3分の2) | 2分の1 |
| バイオマス発電設備 (固定価格買取制度 の設備認定が必要) | 平成28年度 ～平成29年度 | 2分の1 (3分の1 ～3分の2) | 2分の1 |

- (3) 消費税率改定時の自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税に環境性能割を導入すること。
課税標準：軽自動車の取得価額
税率：非課税から2%まで
現行の軽自動車税：軽自動車税種別割として存続
賦課徴収：都道府県（当分の間）
- (4) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）を平成28年度末まで1年間延長すること。

- (5) 個人市民税に、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を設けること。
- (6) 延滞金の計算期間の改正その他所要の規定整備を図ること。

2 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の(6)の改正は平成29年1月1日から、1の(1)及び(3)の改正は平成29年4月1日から、1の(5)の改正は平成30年1月1日からそれぞれ施行すること。